

ベトナム社会主義共和国 ハタイ省ドンラム村の 調査と保存

協力事業の概要 本事業は、文化庁からの協力要請を受けて、平成15年度に日越協力事業を開始し、本年度は3年目にあたる。3年間でドンラム村の学術調査をおこなうとともに、集落保存のための規則や保存計画の作成に協力することが主たる目的である。本年度は、調査成果をまとめると同時に、日本側からは調査成果をもとに日本の集落保存方法を参考にした保存方策を示し、ベトナム側からも同国の社会状況に適応した保存方策が示され、日越間で協議をおこなった。その結果2005年11月にドンラム村が集落保存としては第1号の国家文化財に指定され、ハタイ省が保存のための規則を作成した(2006年5月15日採択)。

集落構成の特徴 ドンラム村は、主として旧ミヤ村と称する大規模集落と、その少しはずれにあるカムラム集落からなる(図11)。各集落内に、集会所(ディン)、寺院、神社、廟等の歴史的建造物が残る。旧ミヤ村は、ひとつの集落のようにみえるが、実際は4つの集落の集合体で、かつてはそれぞれが独立した集落を形成していた。各集落とも、細い街路で構成された独特の村落形態を残すとともに、数多くの伝統的な民家が残っている。そのなかでも、モンフー集落は、集落形態、街路景観、伝統的な民家、いずれもきわめて良く残している。

モンフー集落は、かつてはその周囲が竹藪で囲まれ、4つの門が開いていた。現在は、竹藪は一部を残すのみで、東の門だけが残る。門から集落内へ基幹街路を通じ、基幹街路から袋小路の路地が派生し、基幹街路から路地への入口には門が構えられることがある。このように、集落を竹藪で囲み集落の門を構える点や、基幹街路とそれから派生する袋小路の路地による街路構成は、ハタイ省内の近隣の集落でも共通する特徴である。

門の外には儀礼空間兼休息場である館(クアン)が建ち、集落内には基幹街路に沿いの門近くに門衛所兼集会所施設であるディエムが、村の中央には村の集会所兼儀礼空間である集会所(ディン)が村の象徴として配される。また、集落内はいくつかの小集落に区分され、小集落ごとに街路脇に公共の井戸を配している。

集落景観の特徴 街路構成やクアン、ディエム、ディン、

井戸等の公共建築物は村落構造を具体的に示しており、重要な街路景観構成要素である。同時に何より特徴的なのは、街路に沿って続くラテライトの壁面である。集落内の各家では、敷地を取り囲むように建物や塀が建てられて中庭をつくり、街路に面して門を構える(図12)。このとき、街路に面する建物でも、街路に面して戸口や窓は開かず、建物は中庭に面してのみ開く。したがって、街路に面してはラテライトで構築された塀や建物の壁面が続くことになる。また、敷地内の建物は平屋建であり、街路からは低い建物の屋根だけが見える景観となる(図13)。

なお、モンフー以外の集落においても、村落構造や街路景観にやや変容があるものの、基本的には同様な構成をもち、伝統的な民家も数多く残っている。

指定の範囲 指定の範囲(保存地区)は集落全体を残すべく、集落をとりまく池や水田を含めて設定された(図11)。保存地区は二段階に分けられ、厳密に伝統形式を保存する地区(保存地区Ⅰ)と柔軟な保存を目指す地区(保存地区Ⅱ)に分けられる。モンフー集落全体が保存地区Ⅰで、モンフー集落外で飛び地的に保存地区Ⅰに指定された地区は、他集落内にある集会所・寺院・神社・廟等の敷地である。保存地区Ⅰが保存の中核となる部分で、保存地区Ⅱがそのバッファエリアとなる。

保存計画と規則 保存のための規則はハタイ省人民委員会が作成した。保存地区Ⅰ・Ⅱ全体として、街路構成を保存するために集落内の道路の位置変更および拡幅が禁止された。また、建物の補修や新築に際しては、壁体に伝統的な材料であるラテライトや伝統的な煉瓦を使用することが定められ、屋根の形状・材質や色に関する規定もある。保存地区Ⅰでは、すべての伝統的な建造物を保存し、さらには考古遺跡や遺物、歴史資料、伝統的な職業や祭りまでも保存すると定められている。そして、伝統的な街路景観を維持するために、新築される建物は、平屋建で、伝統的な外観を有し、街路に対して戸や窓を開けてはならないと規定されている。保存地区Ⅱでも、伝統的な建物を保存する点はⅠエリアと同様であるが、新築建物の場合に2階建建物の建築も認められており、その規制を若干緩くしている。また集落の周辺環境の保全のために、保存地区Ⅱにある池や田畑などについては、その転用が禁止されている。



図11 ドンラム村地図・指定の範囲図



図12 民家の敷地構成



図13 街路景観

まとめ 今回の協力事業では、日越の政府機関を中心に、それぞれの行政機関および研究機関が役割分担をして調査検討をおこない、また共同作業もおこなった。さらに、随時ワークショップを開催して情報の共有と協議を重ねた。その成果は、集落の国家文化財指定、保存のための規則の作成として結実した。今後は、事業計画を

含めた地区の保存計画が作成され、保存のための修理事業等が随時おこなわれる予定である。この3年間を通して、集落保存のための調査手法および、調査成果にもとづいた保存方策の策定手法が、ベトナムの方々に理解されたものと考えられ、このことが今回の協力事業の最も大きな成果といえる。
(島田敏男)